特　集

これからの介護保険①

介護保険制度が変わります

■問い合わせ先
健康介護支援課
社会長寿班
☎52−9280

老後の安心を支える仕組みとしてスタートした介護保険制度は、制度創設から15年目を迎えました。この間、高齢化はスピードを増し、日本はいままさに超高齢化社会に向かっています。香美市においても、介護保険の利用者は年々増加し、保険給付費用が大幅に増加しています。介護保険制度を持続可能な社会保障制度とするために、次のような改正が行われます。

■所得が一定以上ある方の利用者負担を2割に引き上げ

平成27年8月から

一定以上の所得がある方がサービスを利用した場合にかかる利用者負担を、**1割から2割に引き上げます**。なお、生活保護受給者および住民税非課税者は、所得にかかわらず1割負担となります。

※要支援・要介護の認定を受けている方には、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された**介護保険負担割合証**を7月中にお送りします。

本人の合計所得が160万円以上で…

単身世帯の場合

年金収入とその他の合計所得金額が280万円以上の方

65歳以上の方が2人以上いる世帯の場合

年金収入とその他の合計所得金額が346万円以上の方

■特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

平成27年4月から

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として**要介護3以上の方が対象**となりました。

ただし、要介護1・2の方でも、すでに入所している方が引き続き利用する場合や、やむを得ない事情等※がある場合は、特例的に入所が認められる場合があります。

※やむを得ない事情とは？
・知的障害や精神障害、認知症などを伴っている
・家族等による深刻な虐待がある 等

特別養護老人ホームは、有料老人ホームなどに比べて利用料が割安で、要介護度が重くてもケアが可能なため、利用希望者が多く、現在深刻な施設不足となっています。このことから、平成27年4月から入所基準がより厳しくなりました。

■高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

平成27年8月から

世帯内で同一の医療保険（健康保険や国民健康保険など）に加入している方について、1年間に『医療保険』と『介護保険』の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が限度額を超えた場合に支給される**高額医療・高額介護合算制度**の限度額が変更されます（70歳未満で後期高齢者医療を受けていない方）。

◆負担限度額（8月～翌年7月までの年額）

所　得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の方	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円

■サービス利用料が変わります

平成27年4月から

介護報酬が改定され、介護サービス利用時に事業者に支払う利用者負担額が変わりました。詳しくは、ケアマネージャーまたはサービス事業所にお問い合わせください。

■高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

平成27年8月から

高額介護サービス費の利用者負担段階区分に**現役並み所得者**という区分を新設し、自己負担の上限額を新しく設定します。

高額介護サービス費とは？
所得に応じて1カ月の自己負担限度額が決まっていて、それを超えると払い戻される仕組みです。

◆利用者負担の上限（1カ月）

利用者負担段階区分	自己負担の上限額（世帯合計）
老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円 （個人15,000円）
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
一　般 ※住民税課税世帯の方で、現役並み所得者以外の方	37,200円
現役並み所得者　新設 ※同一世帯に課税所得145万円以上の方がおり、年収が単身の方で383万円以上、夫婦の場合520万円以上の方	44,400円

※一般の利用者負担区分の適用を受けるには、申請が必要です。

■施設入所における食費・居住費の補足給付要件と多床室の居住費が変わります

平成27年4・8月から

施設に入所（短期を含む）している住民税非課税世帯の方については、利用者負担段階に応じて、負担限度額が低く抑えられています。ただし8月から、この制度を利用できる方の対象要件が見直され、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金等が一定額を超える方は、補足給付対象とならなくなります。

また、多床室利用の居住費が、4月より光熱水費等相当分として50円引き上げられ、そのうち特別養護老人ホームについては8月から室料相当分として470円引き上げられ、次の表のとおりとなります。

◆負担限度額（日額）

利用者負担段階			居住費等の負担限度額（円）				
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	食費
第1段階	住民税非課税世帯	老齢福祉年金もしくは生活保護の受給者	820	490	320	0	300
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820	490	420	370	390
第3段階	住民税非課税世帯	第1～2段階以外の方	1,310	1,310	820	370	650
第4段階	住民税課税世帯もしくは右の①②のいずれかの方		1,970	1,640	1,150	370 (840)	1,380

※多床室第4段階の（　）内は、特別養護老人ホームの8月からの金額です。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
②住民税非課税世帯で、世帯分離している配偶者が住民税非課税でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合
①②のいずれかに該当する場合、利用者負担段階の軽減が適用されなくなります。
※負担段階の軽減を受けるためには、申請が必要です。